**(別紙)　薬務課における手数料納付方法等の変更について**

**１．申請窓口と手数料の納付方法**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請窓口 | これまでの納付方法 | 新しい納付方法  （平成30年10月1日より） |
| 薬務課  (府庁本館６階) | 「大阪府証紙」の貼付による納付  ⇒平成30年10月1日より廃止 | 「大阪府手数料納付窓口」(※１)で  「現金」による納付 |
| 各保健所 | 各保健所内会計窓口で「現金」での納付 | |

（※１）大阪府手数料納付窓口

(1)府庁本館：１階りそな銀行大手支店内　（府庁開庁日の９時から17時まで）

(2)府庁別館：１階エントランス内　（府庁開庁日の９時15分から12時、13時から17時30分まで）

**２．手数料の納付が必要な申請手続等の主な流れ**

(1)手数料納付用の専用バーコードが入った申請書等に記入

(2)申請書等を大阪府手数料納付窓口（※1参照）へ持参いただき、現金にて手数料を納付

(3)申請書等に収納済み印が印字されたたものを、薬務課申請窓口へ提出

(4)薬務課申請窓口において、手数料納付状況を確認し、申請書類等を受付

（※２）**各々の申請方法等、詳しくは各申請案内(ピピっとネット等)をご確認ください。**

**各申請案内のホームページ：**[**http://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/sinnseiitirann/index.html**](http://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/sinnseiitirann/index.html)

**３．その他の納付方法**

「配置販売業に係る申請」及び「販売従事登録証書換交付申請（府外在住の方に限る）」については、コンビニを使用して納付していただくことも可能です。（コンビニ納付の場合は別途手数料がかかります。）

詳細は各申請案内等(※２)をご確認ください。

**４．購入済みの大阪府証紙をお持ちの方について**

すでに購入された大阪府証紙については、平成31年３月29日まではこれまでどおり申請等手続きに使用可能です。

　　　また、ご使用の予定がない大阪府証紙につきましては、会計局会計総務課総務グループ（電話番号：06-6944-6070）にて証紙購入代金の還付手続きを行うことができます。（平成36年（2024年）３月29日まで。）

詳しくは大阪府ホームページ<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/shoshihaishi/>

「大阪府証紙の廃止について」をご覧ください。

**５．薬務課の受付時間について（お願い）**

　大阪府証紙廃止に伴い、平成30年10月１日より、薬務課での申請等受付時間を以下のとおりとしますので、手数料納付窓口の受付時間を確認のうえ、時間には余裕を持ってお来しください。

ご協力よろしくお願いいたします。

薬務課受付時間：９時00分から12時00分、13時から17時00分まで